

経済学的見地からの提言



中京大学経済学部 中山恵子

西尾市の特徴

- 日本経済を支える自動車関連産業の集積

- 豊富な地域資源



- 甜茶 生産量日本一

- 鰻 一色ブランド



- 花き（洋ラン・カーネーション）

- 浅利



- 就業者割合(2015年度)

- 農業、林業 4.2%

- 漁業 1.5%

- データ出所：総務省 国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所 将来推計人口、総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数

財政力指数

- 自治体の財政力を示す指標
- 基準となる収入額 ÷ 支出額
- 1.0 ⇒ 収支が均衡
- 1.0を超える ⇒ 不交付団体（地方交付税交付金が支給されない）
- 西尾市は愛知県54自治体中20位 0.97
- 2015年度の西尾市の人口一人当たり所得は、県内54市町村の中で18番目（愛知県平均より3.1%少ない）

人口

- 西尾市の2015年の総人口は総務省統計局が2016年10月26日に公表した国勢調査結果によると167,990人
- 5年前より1.6%の増加
- 増加率は全国市区町村(2016年10月1日現在1741(但し東京23区を含む))中182番目

NIMBYシンドローム(症候群)

“Not In My Back Yard”(我が家の裏には御免)

- 公共のために必要な事業であることは理解しているが、自分の居住地域内で行なわれることは反対という住民の姿勢を揶揄した概念(1980年代～)
 - 「忌避施設」「迷惑施設」「嫌悪施設」
 - 具体的には、ごみ焼却場、し尿処理施設、産業廃棄物処理施設、リサイクル施設、埋立処分場、葬儀・火葬場など



これらの施設が嫌われる背景

- 環境負荷の発生
- 地価下落の恐れ
- 感情的な嫌悪や不安
- 住民エゴ、地域エゴにも見えるが、**施設の受益者と被害者との乖離**という問題が存在
 - ・ 産廃処理場は、施設建設計画の持ち上がった地域住民の廃棄物を処理するためより、都市で発生する大量のごみを処理することが目的…公共性が問い直される問題

外部性

- 市場取引に伴ってその副次的効果が市場を経由せず取引当事者あるいはそれ以外の第三者に及ぶこと
- 外部経済...それがメリットである場合
- **外部不経済**...それがデメリットである場合
 - 公害は典型例
- 社会費用...外部性があるために発生した問題の費用
- 外部不経済の存在は効率的な資源配分を阻害

外部不経済の内部化

- 当事者間の交渉
- 被害者に補償金 & 加害者(業者)に防御措置を講じるための補助金
- 環境税(ピグー税、ボーマル=オーツ税)

法律の整備


- ・ 戦後日本では、政府がNIMBYの建設について立地のサポートをするために法律を制定
- ・ 産業廃棄物処理施設 - 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律
- ・ 実例
 - ・ 東京都小金井市ごみ処理施設
 - ・ 奈良県葛城市ごみ焼却場

期待収益率

- 産廃処理施設建設による**+**効果
 - 雇用創出
 - (土地賃貸料or売却料)
- **-**効果 地域や住民に対する環境被害等の損害
 - 特産物の生産量減少(風評被害)⇒所得・税収減
 - 直接ないし間接的に衛生・環境・騒音等の面や健康上・精神的な被害
 - 地域に対するイメージの低下⇒人口増加に歯止め？
 - 不動産の資産価値の低下
 - 学校の近隣⇒教育・安全面への悪影響
- 処理場建設がもたらす経済効果は希薄

愛知県 廃棄物処理法

- 廃棄物処理法では、許可要件に合致⇒許可
 - 許可要件に地元市町村長、住民意見はなし
 - 許可の可能性 **高**
 - 住民の意見書等は県に対して効果的とは言い難い

 - 当研究会...野鳥、三河湾、周辺環境等への悪影響を指摘
 - 処理場設置による経済効果も期待できず
- 
- 産廃処理場建設は回避するのが得策

提言

- 条例の制定
 - 条例案の原案作成
 - 事前審査及び例規等審査会の審査
 - 市長の決裁
 - 議会における審議
 - 条例の成立
 - 公布
- 手続き等に入っていない現況で条例施行⇒
条例による手続きが必要
- 手続きにおいて負荷⇒長期戦となるため、業者は撤退の可能性 **高**

県内市町村(政令市・中核市除く)の 産業廃棄物処理施設等の設置に係る条例

- ・ 瀬戸市

- ・ 瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る
紛争の予防及び調整に関する条例

- ・ 半田市

- ・ 半田市産業廃棄物処理施設等の設置等に係
る計画の事前協議等に関する条例

- ・ 春日井市

- ・ 春日井市開発事業に係る紛争の予防及び調
整に関する条例

県内市町村(政令市・中核市除く)の 産業廃棄物処理施設等の設置に係る条例

- ・ 犬山市

- ・ 犬山市産業廃棄物等関連施設の設置に係る
紛争の予防及び調整に関する条例

- ・ 新城市

- ・ 新城市産業廃棄物等関連施設の設置に係る
紛争の予防及び調整に関する条例

- ・ 愛西市

- ・ 愛西市産業廃棄物処理施設の設置等に係る
紛争の予防に関する条例

県内市町村(政令市・中核市除く)の 産業廃棄物処理施設等の設置に係る条例

・ 東浦町・美浜町・武豊町

- ・ 設楽町産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例

- ・ 東栄町産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例

- ・ 豊根村産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例

・ 北名古屋市

- ・ 北名古屋市産業廃棄物処理施設の設置等の指導に関する条例

今後の検討課題

- 一色町生田の産廃処理場跡地の無害化
 - 財源？
 - NIMBYの転嫁は回避
- 産廃業者による用地買収
 - 産廃業者への対応
 - 用地売却者への対応

